

令和7年第2回臨時会

九十九里町議会会議録

令和7年4月25日

九十九里町議会

令和7年第2回九十九里町議会臨時会会議録

目 次

○招集告示	1
第 1 号 (4月25日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
・議案第2号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
・議案第3号 契約の締結について	
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
・議案第4号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	
○閉会の宣告	20
○署名議員	21

令和7年第2回九十九里町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年4月21日

九十九里町長 浅 岡 厚

1 期 日 令和7年4月25日

2 場 所 九十九里町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 契約の締結について
- (4) 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

令和7年第2回九十九里町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年4月25日（金曜日）

令和7年第2回九十九里町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和7年4月25日（金）午前10時29分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 6 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 7 議案第 3号 契約の締結について
日程第 8 議案第 4号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
-

出席議員（14名）

1番	小野谷 元 伸 君	2番	阿 井 賢 一 君
3番	松 井 由美子 君	4番	西 村 み ほ 君
5番	小 川 浩 安 君	6番	原 田 教 光 君
7番	鏑 田 貴 俊 君	8番	中 村 義 則 君
9番	古 川 徹 君	10番	内 山 菊 敏 君
11番	善 塔 道 代 君	12番	細 田 一 男 君
13番	高 橋 功 君	14番	谷 川 優 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
総 務 課 長	作 田 延 保 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君

税 務 課 長 中 北 一 成 君 健康福祉課長 戸 村 恵 子 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 鐘 田 貴 賜 君 書 記 鈴 木 克 奈 君

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前10時29分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和7年第2回九十九里町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（中村義則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

6 番 原 田 教 光 君

1 4 番 谷 川 優 子 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（中村義則君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（中村義則君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本臨時会の議案として、町長より議案第1号から議案第4号の送付があり、これを受理いたしました。

次に、本臨時会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は町長、浅岡厚君であります。また、町長より本臨時会の説明者として委任した旨通知の

あった者は次のとおりです。

副町長、藤原慎君。総務課長、作田延保君。財政課長、鈴木桂君。税務課長、中北一成君。健康福祉課長、戸村恵子君であります。

◎日程第4 行政報告

○議 長（中村義則君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和7年第2回九十九里町議会臨時会の開催に当たりまして、御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、公私とも御多用の中、急な招集にもかかわらず、全員の御出席を賜り、本臨時会が開催できますことに厚く御礼申し上げます。

本町は、昭和30年3月31日に九十九里町として誕生し、本年3月31日に町制施行70周年の記念すべき日を迎えました。改めて先人の業績に感謝申し上げますとともに、「波に乗ってけ！九十九里！」をキャッチフレーズとして、節目となる年を多くの皆様と一緒に祝い、町の未来を考える機会にしたいと思っております。また、5月17日の記念式典をはじめ、様々な記念行事を計画しておりますので、皆様の御協力をさらにお願ひ申し上げます。

それでは、令和7年第1回町議会定例会以降の主な事業について御報告いたします。

3月30日には、宮島池親水公園にて、町観光協会とNPO法人コネクト99の主催により、九十九里桜フェスティバルが盛況の下、開催されました。

4月9日に中学校、10日に小学校、11日にこども園において、それぞれ入学式・入園式が行われました。総勢158名の新入園児・新入生をお迎えすることができました。

次に、今後の予定となりますが、4月29日には、片貝中央海岸にて、海の安全を祈願する海開き式が町観光協会主催により開催される予定で、本町の観光振興に寄与するものと期待しております。

5月16日には、小・中学校とこども園において、町制施行70周年記念給食を提供いたします。

翌17日には、町立中央公民館において、町制施行70周年記念式典を開催し、町政の各分野

において功労のあった方を表彰するほか、友好姉妹都市であります富山県上市町出身の民謡歌手寺崎美幸様と町の観光大使かのんぷ♪をお招きし、ミニコンサートを予定しております。

5月24日には、片貝小学校・豊海小学校の運動会がそれぞれ予定されており、元気と笑顔あふれる児童の姿を期待しております。

翌25日には、町内全域において、ごみゼロ運動を実施いたします。町民の皆様の御協力をいただきながら環境美化運動を推進し、ごみのないクリーンなまちづくりに努めてまいります。

6月7日には、町制施行70周年記念行事として、かたかいととようみこども園合同での運動会が片貝小学校で開催されます。お友達と仲よく頑張る姿を楽しみにしております。

今後の各行事の実施に当たりましては、議員の皆様方のより一層の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本臨時会において御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、令和7年3月24日に、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第2号）を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、令和7年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により、九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第3号 契約の締結についてでございますが、令和7年4月9日に制限付き一般競争入札に付した片貝防災備蓄倉庫兼津波避難施設建設工事について、その請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、令和7年4月1日付の人事異動に伴い、税務課長に任命した中北一成課長を固定資産評価員に選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、

原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げます、挨拶いたします。どうぞよろしく申し上げます。

◎日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（中村義則君） 日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、戸村恵子君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（中村義則君） 日程第6、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中北一成君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

ちょっと質問というか、文言でちょっとお聞きしたいんだけど、今、説明を受けたんだけど、特定親族、それから大学生年代、19歳から23歳、これは国の法令に準じてつくっているのかな、条例。

○議長（中村義則君） 税務課長、中北一成君。

○税務課長（中北一成君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、こちらにつきましては、地方税法等の改正に準じまして、条例を改正させていただいているところでございます。

○議長（中村義則君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

14番、谷川優子君、

○14番（谷川優子君） 谷川です。

今回の税制改正は、基礎控除だとか、給与所得控除が引き上げられて、また、扶養控除の各種控除の収入要件の金額も引き上げられると。そういった控除が引き上げられることによって、19歳から23歳未満までの方が働くことによって、全体の収入から控除されるということだと思うんですけども、ただ、さっき来るときちょっと課長に聞いたら、社会保険の社会保険料の控除とか、改正というのはないようなので、やっぱりそういう社会保険の壁がより低く、逆に低くなって、負担になっていくと。

社会保険料のそういった制限するための労働力、結局、働くことの制限という、そういったことはどうなんですかね。分かればお答えいただきたい。

○議 長（中村義則君） 税務課長、中北一成君。

○税務課長（中北一成君） お答えさせていただきます。

社会保険の扶養家族加入には、年間収入で130万円未満であることと認識をさせていただいております。この特定親族特別控除の創設につきましては、あくまで税法上の扶養控除における改正となりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第3号 契約の締結について

○議 長（中村義則君） 日程第7、議案第3号 契約の締結についてを議題といたします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、西村みほ君。

○4 番（西村みほ君） 4 番、西村です。質問させていただきます。

今回の案件については、議会に上がってくるのは3回目となりますので、ちょっと要件についてお聞きしたいと思います。

入札参加資格要件が今回、経営事項審査における総合評価点が1,000点以上の者というところが加わりました。これによって、入札してくださった業者さんが2社になったんですけども、できれば多くの業者さんによる競争入札が好ましいと私は考えます。

ここで今回、3回目の議会に上がったということで、今回だけこの1,000点以上になったのか確認させてください。また、この1,000点というのはどのような話合いでこの点数が決められたのか、お聞きしたいと思います。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） それでは、ただいまの質問につきまして、お答えさせていただきます。

まず、資格要件の経営事項審査における総合評価点が1,000点以上ということの点数が本件のみということかということでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、本件につきましては、過去2回の否決という状況がございました。それらを総合的に勘案しまして、この1,000点というところにしたところでございます。

また、これが今回だけかということでございますけれども、この制限付き一般競争入札につきまして、この資格要件につきましては、それぞれの案件によって、その都度この辺の点数等々については案件ごとに策定していきたいというふうに考えておりますので、御了解いただければと思います。

また、なお、なぜ1,000点だったかということでございますけれども、こちらにつきましては、今までの2回のこの否決の状況をよく勘案しまして、1,000点というところを設定したところでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 4 番、西村みほ君。

○4 番（西村みほ君） 再質問させていただきます。

今回だけということなんですけれども、この先に作田、豊海が控えています。これに関しては、お答えできる範囲で、このような状況なのか、お聞かせください。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

豊海津波避難タワー建設工事、また作田津波避難タワー建設工事ですけれども、こちらにつきましては、既に制限付き一般競争入札の実施ということで、令和7年4月4日に公告をしております。その内容につきましては、特に資格要件につきましては、この経営事項審査における総合評定値につきましては、この片貝津波避難施設と同様に1,000点ということで設定させて公告をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） ありがとうございます。この質問については、業者さんのほうから今後九十九里は1,000点以上になっちゃうのかというような御質問がありましたので、させていただきます。

地元近隣市町の業者さんが入札に参加できるような要件にさせていただきたいと思っておりますので、その都度変わるということですので、今後は緩和なのか、ちょっと分かりませんが、柔軟に対応していただけるよう要望いたします。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。

まず、今あったように1,000点以上という経営事項審査の点数をつけたわけでございます。この内訳というか、それを総合的に判断してこの点数にしたというような今説明があったと思うんですけれども、その総合的の理由をちょっと教えてもらいたいと思います。

あと、施工方法等をいろいろ考えていく中で、近隣自治体でも行っていることもあるんですけれども、前も質問したときに、条件付きの一般競争入札、また一般競争入札であって、なるべく費用安価な形で落札してもらえる業者があったらいいんじゃないかという御提案をさせてもらったところではございますけれども、そのときにやっぱり施工方法だとか、いろんな面で問題が生じるおそれがあるというような御回答をいただきました。

1,000点だから間違いないのかといったときに、例えば後から設計変更の費用が発生した

り、そのようなおそれはないのか、そのような条件、資格要件みたいなものをつけてあるのか、そこを御回答いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

総合的に判断したというところでございますけれども、この1,000点にするまでの今までの経緯があるかと思えます。議会に上程して、2回の否決になったという結果だったり、また、資格要件として設定できる内容等々も踏まえて、それらを考えて1,000点というところにしたというところでございます。

また、契約内容のところに、契約変更しないとか、そういうような条件をつけることができるかということかと思えますが、そういうような条件をつけた契約はできないというふう理解しております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

これは業者が今回、前回よりも安く入札をかけたわけでございますけれども、安いからといって、今言ったように設計変更で、また後から増額をされているんじゃないわけであって、その辺がやっぱりちょっと心配するところでございます。

前回の業者、そのようなこともある懸念があることから、見直しもされたと思えますので、なるべくそういうことがないようにしていただきたいと思えます。

また、例えば今回の入札の方式で行うと、西村議員からのほうもありましたんですけれども、地元業者というものが入れなくなってしまう、入札にですね。そういったときに、そういったことを考えると、例えばさっき議員控室のほうでちょっと質問しましたけれども、この業者で仮契約を結んだ場合に、本契約となっているわけですが、そのときに下請業者を地元の業者を使ってもらえるような方式というものが取れなかったものなのか。

例えば総合評価方式なんかの入札であると、例えば地域貢献度みたいなもので点数を加点して、そういった方式もあると思うんですよ、入札って。そういった方式というのは、先ほど財政課長のほうから今後勉強していきたいような話もあっただけけれども、総合評価方式でいくと、入札をされた、例えばほかの業者、地元業者じゃなく、ほかの業者で入札が落とされた場合に、下請業者として地元業者をあっせんしてもらえるような、そのような総合評

価方式みたいなものでもできると思うんですが、その辺はできないもんなんですか。よろしく願いいたします。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

町内業者への下請者を元請で、そもそもそこに条件として入れておけるのかという質問かと思いますが、元請業者がその下請業者を決めるということは、我々のこの発注者側からの条件になるということではないかと思います。もともと受けた者がそれぞれの下請に出すとか、出さないとかというのは決めることになるのではないかというふうに考えているところでございます。

また、総合評価方式ということでございますけれども、総合評価方式は、一般競争入札のうちの一つの方法ということでございます。内容といたしましては、一般競争入札が最低価格を示したところを落札候補者とするところ、総合評価方式というのは、いろいろな条件を基に、お金だけの面ではなく別の面も見て落札を決めるということになるかと思っておりますので、ただ、ただいま一般競争入札での総合評価方式というのは、九十九里町、今のところ採用しておりません。これから研究しながらやっていくところですが、別に随意契約の中でプロポーザル方式というのも採用しておりますので、それらの基にそういう最低価格落札のところだけではなく、違う方法で業者を選定するという方法もやっているというところでございます。よろしく願いします。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

今後の入札に当たって、できる限りそういった方法もありますので、例えば地元業者で入札、落札ができなかった場合でも、地元業者が請け負う、下請として入れるような体制づくりもぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

今、西村議員やまた古川議員と重複することもありますけれども、総合評価値1,000点ということありましたけれども、片貝は3回目の入札ということで、総合的に考えて1,000点

と。先ほどから、その他はまたそのときに応じて点数を変えていくようなことを言っていたにもかかわらず、どうして作田、これからつくる作田と豊海のほうに1,000点とつけたのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

先ほども少し触れましたが、現在この2件については、令和7年4月4日時点で公告をしております。片貝津波避難施設につきましては、3月14日に公告をしたところです。この1か月の間でその状況というのは特に変化がないというところから、同資格要件を設定したというところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） もう同時に作田と片貝はやっているということだと、もう入札の時期が来たのかな、入っているのかな。もう業者も決まったということになっていくのかなと思うんですけども、やはり先ほど2人の議員が話したように、地元の業者というのはやっぱり大切にしていきたいと思いますので、その点踏まえると、この1,000点というのが大きいかなと。

やはりそういうお声も業者から聞いていますので、そこを考えたら、やはりちょっとこれから先、豊海と作田のほうは、その業者も可能なのかなという思いがあったんでちょっとお聞きしましたけれども、難しくなっていくのかなという考えがあって、ちょっと不安に思ったので質問させていただきました。

やはり2人がおっしゃったように、また皆さんが考えているように、地元の業者も含めて、入札できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

今、同僚議員からいろいろ質問をして聞いている中で、2回目かな、前回。ちょっと2回目、新しい業者は問題がある業者、仕事を受けている業者で、懸念があって否決されたんだけど、そのときに古川議員からも出たんだけど、付記事項じゃないんだけど、問題が発生したときには、異議を申し立てないような文言を入れたらどうですかという提案があ

ったんだけどね。そういうものをなぜ今回入れなかったというのが今私の疑問なところ
なんだけども、その点どうなのか。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

先ほど古川議員のときにもお答えさせてもらったとおり、条件を例えば契約変更をしない
とかという条件をつけての契約というのは、契約書にそれを盛り込むということはできない
というふうに理解しているというところでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番。

先ほども説明を受けたんだけど、前は700点、今回1,000点でやったと。前回700点
でやったから、今度は1,000点で条件を厳しくしたという解釈だと私は思うんだけど、
先ほど来出ているんだけど、じゃ、次に予定されている作田地区並びに豊海地区の避難
タワー、今回の片貝地区の避難タワーというのは、防災備蓄倉庫を兼ねた避難タワーでしょ
う。作田、豊海地区に建てようとしているのも、同じく備蓄倉庫をつけると。

条件が違うでしょうよ。それなのに、何で700点を1,000点に今回またやったかという
と、何度来質問されている中で、じゃ、これからは地元の業者並びに近辺の業者はほとんど
1,000点になった場合には資格がもう点数で制限されるんじゃないですか。前回断られたか
ら700点を1,000点にした、じゃ、次に作田地区、豊海地区も同じことをやるという、それは
違うでしょうよ。それはどうなの。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

津波避難施設ということではないですが、1億円以上の建設工事費ということで、令和6
年の一番最初に片貝津波避難施設を提案させていただいたときのその資格要件というのは、
経営事項審査における総合評定値が700点以上ということで設定をさせていただきました。
このときの、この700点のなぜ700点にしたかというところの説明をさせてもらったと思いま
す。地元の業者も含めて手が挙げられるようにというところで、700点以上ということで700
点というのを設定したというふうに説明をさせていただいたと思っております。

それが、その条件で2回実施いたしました。この2回とも否決ということになり、そこには
いろいろな御意見がある、意思があるというところを我々としては、これがまた同じよう

にして、またこれが否決というか、承認いただけないということになれば、またこの事業が遅れてしまうというところ、そういうところも含めて、いろいろ考えた挙げ句、この1,000点というふうに設定させてもらったというところでは。

基本的な考えといたしましては、1回目にやった資格の要件のところ、町のまず第1段階考えている一番の資格要件の基準としているところということで御理解をいただきたいとします。事情がいろいろありまして、ここのところがこういうふうに変更しているというところがございます。

それで、今後につきましては、またそこの考えに戻るというか、一番そこが原点として考えていきたいというふうに考えていると御理解いただければと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

課長、何度も言っているよね。条件を変えた、点数を変えた、700点から1,000点以上に資格点数を変えた。すると、1億円以上の仕事はそういう資格を、豊海、作田地区は1億以上かかるの、避難タワー。まだそういうことも分からないし、今回変えたから豊海、作田もそれやるっておかしいんじゃないの、これ。と私は思いますけれども、どうですか。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

(午前11時16分)

○議 長（中村義則君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時21分)

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） 2基の予算額は幾らかということだと思っておりますが、両施設とも1億1,000万円以上の予定価格ということになっております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。

念のための確認なんですけれども、今回の鈴木建設さんにつきましては、過去の建設関係、
いろんなことについて問題は一切なかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

今、問題はなかったかということですが、その問題の概念がちょっとどういうものを指しているのかちょっと分からないところでもありますが、建築一式工事の状況を見ますと、例えば契約変更をしている件数が多いか、多くないかという、基本的には少ないというところで、それが今回答になるかどうかはあれですけれども、一応そういう点から見ると、そういうことは少ないというふうに回答させていただきます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（中村義則君） 日程第8、議案第4号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 議案第4号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、固定資産評価員については、地方税法第404条の規定により、固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員を設置することと定められております。

また、同条の規定に、固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちからと規定されておることから、本町では、従前から税務課長の職にある者を選任しております。

このたびの令和7年4月1日付人事異動において、税務課長に任命した中北一成課長を固定資産評価員に選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(中村義則君) これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第2回九十九里町議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時26分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 中 村 義 則

署 名 人 原 田 教 光

署 名 人 谷 川 優 子